

文献資料紹介

〈第32回〉

【上屋久林業修練所要覧】

やまもとひで
山本秀雄

『上屋久林業修練所要覧』について

昭和十三年二月の孔版『上屋久林業修練所要覧』（コピー）をたまたま手元に発見したので、紹介させていただく。

挿入の絵図によると、修練所は宮之浦川上流約八キロ地点、かつての上屋久営林署宮之浦研伐事務所に隣接して設立されている。

先年近くで植樹祭が行われた。終了後緑のオーナー制度（分収林）予定地を上屋久営林署長に案内して頂いた折、修練所や岳小学校のことを伺い跡地を訪ねたことがある。跡地は屋久杉運搬用トロッコ軌道添いの雑木林を縫い、小杉の点在する中にひつそりと静まりかえっていた。盛期をしのぶのは石垣ときぎはしばかり、傾斜地をならした敷地はかなり広く、鹿の遊び場となるのかその折、四、五本の杉が皮を剥がされて痛々しそうにしていたことを思い出す。

なぜ山中に林業修練所が出来たのか、察するに当時「官行」と呼ばれていたこの研伐所は、林野行政上重要拠点の一つであつたろうか、昭和十四年には事業所員の子弟教育のため、宮之浦小学校岳分校が設置されたほどの集落をなしていた。従つて天然の林業村といふか、そのまま実務訓練に最適な条件を備えていたものといえよう。選ばれた場所である。その教科は学科・実習とも高い内容が盛られている。

『要覧』から目的・特色を抜き書きしてみると――、

近年益々複雑集約化する林業に対応する林業技術者を養成訓練するもので、目的は切実な必要から計画された。他の修練所と趣きを異にするのは、全国に比類のない鬱蒼たる美林を以て覆われた日本一の林業の宝庫でありながら、島民は山林



事業に對して理解と関心が極めて少なく、優れた林業技術者がいない。折角本島更生の目的を以て官行研伐を開始しても肝心な作業員が居ない。ために大部分は島外から多額な費用を投じて求人したものか、又内地から年々転住する人たちに頼つて不足を補う。ために事業は進まず、不安定で苦心は一方ならないものがある。内地では到底想像も出来ないありさまである。

それに屋久島は全国に類例のない歴史的広大な委託林（約七千町歩）が設定されておりながら、優れた山の技術者が居ない。立木は大方薪材に伐採されて、収益の多い木炭や用材に利用されるのは比較的少なく、折角の委託林も未だ充分活用されない。

ここに於てどうにか島民を立派な林業技術員に訓練養成して、官行研伐の円滑なる遂行と、委託林開発の中堅人物を得る。いわば屋久島林業振興のための技術者の自給自足を図ろうとする計画が設置の基本である。

時代は支那事変という非常時、軍需材供給は国策とあつて、林業戦士の養成は緊急であった。修練生は実戦要員でもあつて、入所は厳格な基準による採用で、長・短期二組に分けた訓練が用意された。卒業は長期二カ年、短期（一ヶ年）六カ月、短期生の中に女性が加えられているは一つの特色といえようか。

それにもしても國はかくも充実した林業訓練所を屋久島に設立した。林野行政の意氣込みが伝わって来る思いがする。殘念にも戦局は悪化、よつて廃所を早めたかに聞くが、敗戦と軌を一にしたものか。（確かなことを知る人はいない）

いま仮にこの修練所が継続されていたとすれば、島の経済・文化等他、多面に計り知れない力を發揮したろうに、『要覧』を読みながら考えさせられた。特に修練所の真のねらいが島の民政安定にあり、委託林活用という親心ではなかつたか、とも考えるだけに。

当時木材供出は軍命、今遺産登録による自然保護・環境保全は世界人類の意志で喧伝される。相手は同じ島の森であり、屋久杉である。屋久島の森は歴史的な要求に巧みに応えながら、貴重な植物を守り育てている。その偉大さに低頭する。舞台をつくる人、廻す人、観客の三位そろうことと、森の光と影は保たれよう。森を大事にしたいものである。



上屋久林業修練所要覧

目次

- 一 約領
- 二 設立の趣旨
- 三 所在地
- 四 創立と開所
- 五 修練の方針
- 六 修練生の採用
- 七 修練生の定員
- 八 修練科目
- 九 修練期間
- 一〇 職員の組織
- 一一 規模

*その他、規程・細則・内規で、全34ページ(B5)になつてゐるが紙数の都合で割愛した。日課の大要是内規の第一章に、又修練科目の細部は規程の第六条及び内規の第三章に綿密にわたつて記載のあること附記しておく。以下本文――

生命の島

次号(No.33冬)は七年一月
中旬発行の予定です。

二 設立の趣旨

由来島民の大部分は漁業を生業とする関係上、山の仕事には経験乏しく、技術又甚だ幼稚なる

為め各部落経営の委託林事業は勿論、国有林事業遂行上幾多の困難不利を忍びつつ今日に及べり。換言すれば屋久島森林開発の多年に亘る最大の悩みは、事業の原動力たる伐木、製炭、運材、製材、木工、造林等の職業的労働者の不足払底之なり。故に労働者の充実、技術の向上を図ることは、屋久島更生の根本必要条件にして、又刻下の急務とするところなり。

仍て地方青少年をして林業技術を実地に授け、併せて精神的訓練を施し以て地方中堅人物を養成し、直接には国有林事業、並に委託林事業の合理的發展を期すると同時に地方永遠の繁栄と産業報告に貢献せんとする趣旨なり。

三 所在地

鹿児島県熊毛郡上屋久村大字宮之浦岳国有林

研伐作業地区内（宮ノ浦を距る約八糠軌道及電話の便あり）

四 創立と開所（経過）

昭和十二年五月當林署長会議に於ける協議の結果に基き計画を樹て、上屋久當林署部内より希望者を募り、十二年七月以降十数名を順次宮ノ浦作業所に収容し、暫時山の生活に馴れさせし

八 修練科目

学科実習及び青年教育とし別表の通りとす。

*別表「上屋久林業修練所規程」（全十八条）中、補則の第六条に学科・実習科目として、左表が掲載されている。抜書すれば――

五 修練の方針

イ、修練生は宿舎に収容し、厳格なる団体的規律の下に自治制により軍隊的訓育修練をなさしむ。

ロ、修練には主として専任並に一般指導員として當林署職員これに当り、又は従業員により各指導の上実際的知識技能を体得せしむ。

ハ、青年学校令による教育は、上屋久青年学校に嘱託す。

六 修練生の採用

修練生は主として上屋久及び下屋久當林署管内 国有林地元部落の農山村青少年より詮衡の上採用す。

七 修練生の定員

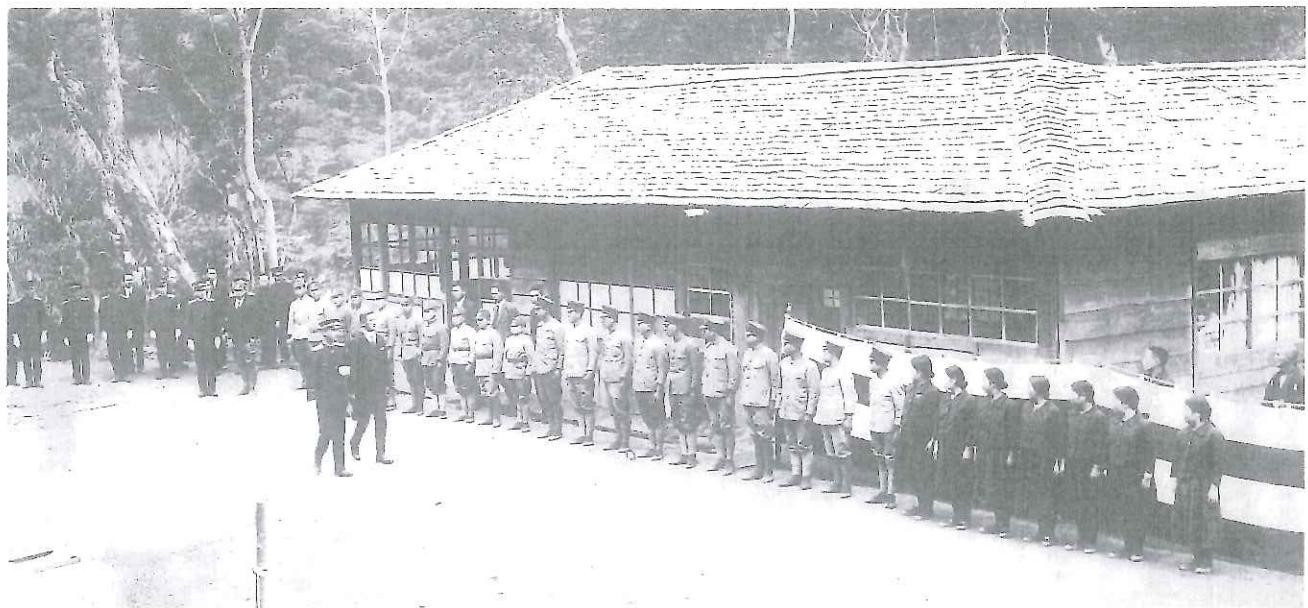
定員は二十名とす。但し初年度は十名とす。

*昭和十三年二月十六日の開所式には二十七名が入所している。長期生十名、短期生（？）男子十名・女子七名になっている。

- 一、至誠一貫勤労報国の精神を養うべし
- 一、規律を尚び礼譲の徳を養うべし
- 一、心身を鍛錬し明朗闊達の氣風を養うべし
- 一、郷土を愛し協同一致の精神を養うべし
- 一、技術を練磨し自力更生に邁進すべし

め、八月五日十六名につき身体検査並に学術考査を行ひ、内十名を撰抜し、十月六日仮入所式を舉げ、規律的指導をなす傍ら、宿舎の建設を急ぎ漸く十二月中旬竣工し、十三年二月十六日開所式を舉行、此處に正式の指導訓練を行うものなり。

開所式を舉行、此處に正式の指導訓練を行つも



イ 学科別時間数

学科	第一学年		第二学年		備考
	身	珠	身	珠	
森林法規ノ概要	二〇	二〇	二〇	二〇	
伐木運材及製炭	一〇	一〇	一〇	一〇	
測量	二〇	二〇	二〇	二〇	
森林土木	二五	二五	二五	二五	
森林産業	二〇	二〇	二〇	二〇	
森林通論	一〇	一〇	一〇	一〇	
農業大意	一〇	一〇	一〇	一〇	
森林保護	一〇	一〇	一〇	一〇	
森林造園	二〇	二〇	二〇	二〇	
氣象及植物	一〇	一〇	一〇	一〇	
計外	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	
(口)副所長	同署宮ノ浦研伐	佐藤藤市			
(口)幹事	事業担当主任				
(ハ)幹事	(指導員兼任)				
同	營林署技手				
(二)指導員	専任指導員				
一般指導員(若干名)	營林署屬				
森林主事	森林主事				
營林署技手	坂梨茂				
森林主事	永野文雄				
營林署技手	白石源吉				
森林主事	古賀沙夫				
營林署技手	中原親夫				
森林主事	斑目重雄				
營林署技手	柿木司				

九 修練期間

満二ヶ年とす。但し卒業生の希望により尚一ヶ年研究生として専ら実務の研究をなさしむ。

(イ)修練所長 上屋久營林署長 其田清一郎

(ロ)副所長 同署宮ノ浦研伐 佐藤藤市

(ハ)幹事 事業担当主任 山田虎雄

(二)指導員 専任指導員 坂梨茂

一般指導員(若干名) 永野文雄

森林主事 白石源吉

森林主事 古賀沙夫

森林主事 中原親夫

森林主事 斑目重雄

森林主事 柿木司

二一 規模

建物二棟 延二三三平方米(約四〇坪)

*内訳に備品等をのせてある。

以下は省略す。

種目	第一学年		第二学年		備考
	第一	第二	第一	第二	
計	第一	第二	第一	第二	
副業	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	
製材	二四	二四	二四	二四	
土木	一〇	一〇	一〇	一〇	
製炭	四三	四三	四三	四三	
森林利用	一二六	一二六	一二七	一二七	
測定	四四	四四	四五	四五	
測量	一三	一三	一三	一三	
測定	一四	一四	一四	一四	
測量	三	三	三	三	
補植	二	二	五	八	
新苗	七	七	八	一〇	
圃地	一四	一四	一〇	一〇	

(ホ)顧問(若干名)

下屋久營林署長 横井清藏

上屋久村長 河内瀬

上屋久青年學校長 猿渡章

医師 櫻井景一